

呼 称		電気工事技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本電設工業協会
認定日		令和2年2月5日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録電気工事基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気工事士免状取得者 <p>※ただし、下記の保有資格にあつては、それぞれ指定する就業日数を満たすことでレベル3の保有資格を有するものと取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓第一種電気工事士試験合格者で認定電気工事従事者(就業日数1,505日(7年)以上) ✓青年優秀施工者土地・建物産業局長顕彰者(建設ジュニアマスター)で第二種電気工事士免状取得者(就業日数1,505日(7年)以上) ✓第二種電気工事士免状取得者で認定電気工事従事者(就業日数2,150日(10年)以上) ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●第一種電気工事士試験合格者 ●第二種電気工事士免状取得者
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。